

令和2年4月16日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会長 木下 勝之

「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応」の周知依頼について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より周知依頼がありました。

今回の、母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応については、令和2年4月10日付けで本会を含めて9団体（資料1）に発出されていますが（資料2）、令和2年4月7日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、同日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（資料3）が改正されたところです。

そこで、母子保健事業等につきまして、下記に留意の上、適切な対応をお願いいたします。

1. **妊産婦や乳幼児が感染した場合の対応**について

入院等により母子分離となることも想定されるため、電話等による相談支援を行うなど、妊産婦や養育者等の不安の解消に努めてください。

2. **妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等**について

集団で実施するものについては、原則実施を延期してください。感染状況が拡大傾向にない市町村においても感染拡大防止の観点から、必要に応じて延期等の措置をとってください。延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行い、健康診査を受診できない幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けてください。個別で実施するものについては、当該実施機関等と相談の上で実施するかどうか判断してください。

3. **保健師による訪問指導等及び乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業**について

訪問に際し、事業従事者及び訪問する家庭の家族の健康状態を確認し、感染拡大防止の工夫（マスク着用、アルコール消毒等）を行ってください。

本取扱いにつきまして、厚生労働省子ども家庭局母子保健課よりQ&A（資料4）が同時に発出されています。

日本産婦人科医会では、母子保健事業への取り組みを通じて、周産期医療への貢献をしていきたいと考えていますが、都道府県産婦人科医会会長の先生方に置かれましては、今回の関連諸通知について、会員の先生方に周知をお願い致しますとともに、各地域での周産期医療の取り組みになお一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

**【通知等一覧】**

- (資料1)** 母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について  
(令和2年4月10日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡、別紙団体宛)
- (資料2)** 母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について  
(令和2年4月10日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡)
- (資料3)** 新型コロナウイルスの感染症対策の基本的対処方針 改正版  
(令和2年4月7日改正 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- (資料4)** 母子保健事業等の実施に係るQ & A  
(令和2年4月10日時点)